

まちなかアート FAQ



令和5年度 追加募集（応援企画）

- ① 日展神戸展 応援企画（対象期間：2024年2月1日～3月24日）
- ② 神戸まつり 応援企画（対象期間：2024年3月1日～4月21日）
- ③ KOBE2024 世界パラ陸上競技選手権大会 応援企画（対象期間：2024年3月1日～5月25日）

■ 応募について

Q イベントの実施期間について、最終日を越える期間（例えば応援企画①の場合、「2024年3月21日から3月27日の写真展」、②の場合、「2024年4月20日から4月25日の絵画展」など）は対象となるか？

A 応援対象の「日展神戸展」「神戸まつり」「世界パラ陸上大会」は全て期間が決まっていますので、応援企画として実施するまちなかアート事業のイベントはその実施期間以前に終了していただく必要があります。よって、上記の例などは対象外となります。

Q 申請は、応援企画①～③それぞれで可能か？

A 応援企画①～③それぞれで1件申請していただけます（1人あたり最大3件まで申請可能）。

Q 1つのイベントで複数の応援企画を実施してよいか？

A 構いません。例えば、1つのイベントで「日展神戸展」「神戸まつり」のチラシを配るなど、複数の事業を応援することは可能です。ただし、この例の場合、「日展神戸展」または「神戸まつり」のいずれかの応援企画として申請してください。同一イベントで複数の応援企画に申請することはできません。

Q 申請者は、法人でも構わないのか？

A 法人も対象です。

Q 申請者は、神戸市に所在地がなくてもよいのか？

A 市外の方も申請できます。

Q 申請者と出演アーティストが同一人物でもよいか？

A 構いませんが、申請者が神戸市外の方は他に神戸のプロのアーティストを起用する必要があります。

Q 物販を行ってもよいか？

A 申請者や出演アーティストに関連するような物販（CDやアーティストの作品等）については、アーティストの収入増に寄与することあり、ぜひ積極的に実施ください。ただし、事業を実施する会場によっては物販が不可の場合もあるため、事前に会場に確認したうえで必要に応じて許可を取得してください。

Q 「文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野」とはなにか？

A 音楽（ジャンルは問わない）、演劇、舞踊（バレエ、現代舞踊等）、伝統芸能（能楽、文学、歌舞伎雅楽等）、大衆芸能（落語、漫才等）、生活文化（茶道、華道等）、国民娯楽（囲碁、将棋等）、美術（絵画、彫刻等）、マンガ、映画等になります。

Q これまでのまちなかアートで採択された事業の第二弾を行いたい。可能か？

A 可能です。本事業はまちなかでのアートイベントを定着させることを目指しているため、ぜひ継続的に事業を行ってください。ただし、優先的に採択されるわけではありません。

Q 開催場所は神戸市内でなければならないのか？

A 神戸市内に限ります。

Q 屋内の会場を対象となるのはどのようなところか？

A 大規模商業施設のイベントスペース、公共施設やホテルのロビーなどを想定しています。普段から無料で自由に入出りができ、密にならずにイベントを行うことができる場所であれば対象となります。ただし、ホールやライブハウス、ギャラリー、スタジオなどは対象外です。

Q 三宮プラッツやサンキタ広場などで実施する事業はどうして対象とならないのか？

A 応募要領で対象外としている「三宮プラッツ、神戸阪急2階グランパティオ、サンキタ広場・サンキタ通り」については、市が今年度準備を進めている「まちなかパフォーマンス支援制度」の指定会場とするため、今回の「まちなかアート事業」では対象外としています。

Q その他会場について注意すべき点は？

A 会場に入るために入場料が必要な施設、また、屋外であっても住宅地内にある公園や広場等、近隣住民への配慮が必要になる場所は対象外となります。

Q 補助の対象となる経費のうち会場使用料について、イベント当日以前に練習やリハーサルのために使用した会場の費用は補助対象経費となるのか？

A 対象とはなりません。

Q アーティストがプロかどうかの証明ができる資料とはどのようなものか？

A 過去に出演したことがわかる有料の公演等のチラシやパンフレットなどが主となります。また、絵画のアーティストなどで、この条件にあてはまらないアーティストを起用する場合は、過去の個展で売上があったことなどがわかる資料をご提出ください。
無料のイベントに事業者から謝礼を受けて出演した場合は、謝礼を受けたことがわかる領収書等をご提出ください。

Q 出演予定のアーティストが過去にまちなかアートに出演したかどうか不明であるが、どうしたらよいか？

A 神戸市まちなかアート担当 (machinaka_art@office.city.kobe.lg.jp) までご連絡いただければお調べいたします。もしくは、出演したことがないアーティストと同様に、プロであることを証明できる資料をご準備いただいても構いません。

Q アマチュアのアーティストも出演予定だが、応募を行うことはできるか？

A 神戸市在住のプロのアーティストを起用していれば応募することはできますが、アマチュアのアーティストへの謝礼は補助の対象外となりますのでご注意ください。また、申請書のアーティスト情報への記入は不要です。

Q 同じアーティストが複数の申請者のイベントに出演しても問題はないか？

A 問題ありません。ただ、応募要領の採択基準に記載のとおり「特定のアーティストに出演機会が偏らないよう、あるいは出演回数の少ないアーティストが参加している事業」を考慮して採択します。

Q 申請書に「補助金以外の収入もしくは企業等からの協力内容」を記入する欄があるが、ない場合は応募ができないのか？

A 補助金以外の収入や協力がなくてもご応募いただけます。ただし、応募多数となった場合には、他の収入や協力を得ている事業を優先的に採択します。

■選考・採択について

Q 採択は先着順か？

A 先着順ではありません。締め切りまでに提出いただいた申請書はすべて受理いたします。もし応募者が多数となった場合は、選考を行います。

※選考にあたっての採択基準は応募要領を参照

Q 「日展神戸展などを応援する事業」とはどのようなものを指すのか？

A 2024年には、神戸市にて「日展神戸展」「KOBE2024 世界パラ陸上競技選手権大会」という全国的、国際的なイベントが実施されます。また、「神戸まつり」は市最大のおまつりとしてサンバパレードなどで全国的にも知られています。これらの大きなイベントを市全体で盛り上げるため、まちなかアート事業の機会に紹介・案内いただくことをお願いするものです。具体的には、事業当日の各応援対象イベントのチラシの配布、出演者からの呼びかけ、まちなかアート公演イベントへのロゴ・案内掲載、SNS への投稿といった、PR を積極的に行う事業のことをいいます。

申請書に応援企画の内容を記載する欄がありますので、具体的な予定をご記載ください。

Q 補助金以外の収入とはどのようなものを指すのか？

A イベント当日に行う投げ銭や企業や商店街からの協賛金、CD・アーティストの作品等の物販の売り上げを指します。協賛に関しては、場所の利用料金の免除や音響機材の提供等の間接的な協力でも構いません。

■補助金額について

Q 補助金以外の収入が経費を上回った場合、補助金は減額や取消しとなるのか？

A 収入額は補助金の額に一切関与しません。そのため、多くの収入を得たとしても決定した補助金の減額や取消しは行いません。ただし、収入額の報告は必要となります。

■内容変更・延期・中止について

Q イベント内容を変更したい場合はどうすればよいか？

A やむを得ずイベント内容を変更する場合は、必ず事前に神戸市文化交流課へご相談ください。内容の変更について事前の連絡がない時には、補助金が交付出来なくなる場合がありますのでご注意ください。

開催場所や日時を変更する場合は、採択の際に地域及び日時のバランスを考慮している関係上、申請時と同一区内、同一月での変更としてください。なお、出演者を変更する場合は、特定のアーティストに出演機会が偏らないようにするため、過去に出演回数の多いアーティストへの変更は認められない場合があります。

Q やむを得ずイベントの日程を変更することとなったが、注意すべき点はあるか？

A 応援対象の「日展神戸展」「神戸まつり」「世界パラ陸上大会」は全て期間が決まっていますので、応援企画として実施するまちなかアート事業のイベントはその実施期間内に必ず終了してください。変更後の日程が応援対象のイベントの最終日を過ぎる場合は、まちなかアート事業の補助対象外となり、補助金の支出ができなくなりますので、ご注意ください。

【各事業の最終日】

- ①日展神戸展 応援企画：3月24日まで
- ②神戸まつり 応援企画：4月21日まで
- ③KOBE2024 世界パラ陸上競技選手権大会 応援企画：5月25日まで

Q 天候不良ややむを得ない事情により、採択されたイベントを延期することとなったが、補助金はあるのか？

A 日程変更のみでイベント内容に変更がなく、各応援対象イベントの最終日までに開催された場合は、補助金をお支払いします。ただし、必ず事前に日程を変更する旨を神戸市文化交流課へご連絡ください。

Q 天候不良ややむを得ない事情により、採択されたイベントを中止することになったが、すでにかかった費用について補助金はでるのか？

A やむを得ない事情によりイベントを中止した場合は、すでに支払われた費用や中止に伴い発生する費用について補助金をお支払いいたします。

Q アーティスト 5 名が出演する予定だったが、2 名が出演できなくなった。申請時は 5 名の出演謝礼を中心に予定経費を 10 万円と算出していたが、大幅に減額となった。補助金額はどうなるのか？

A まちなかアートは多数のアーティストの方に参加していただくことを想定していますので、まずは出演出来なくなった方の代理を確保するよう努めて下さい。ただし、特定のアーティストに出演機会が偏らないようにするため、過去に出演回数の多いアーティストへの変更は認められない場合がありますのでご注意ください。かかった経費が最終的に 10 万円未満となる場合、補助金額は実際にかかった金額となります。

なお、出演予定アーティストの方の変更については、様式第 5 号（補助金等交付決定内容変更承認申請書）の提出が必要です。

Q 4 名が出演する予定で 8 万円の交付決定を受けたが、追加で 1 名出演できるようになり、予定経費が 10 万円となった。その場合、補助金は増額となるのか？

A 交付決定後の内容変更による補助金額の増額は行いません。イベント内容に変更があった場合は、様式第 5 号（補助金等交付決定内容変更承認申請書）を提出してください。